

## 第 1 号議案一①

### 平成 26 年度 事業計画書

我が国の貿易は、最近の円安傾向の中、輸出はある程度伸びているものの、エネルギー関係の輸入が高止まりの状況が続き、貿易赤字が、過去最長（1月で19ヶ月連続）を記録している状況にある。

このような状況の下、昨年閣議決定された「日本再興戦略」では、TPP等の経済連携の推進や貿易関連手続きの迅速化、通関関係書類の電子化等を通じて貿易環境を整備し、日本経済の活性化を図ることとしており、貿易の円滑化は、国の重要な政策課題として位置付けられている。

こうした状況を踏まえ、協会としても、目的の一つである貿易の円滑化を通じ、日本経済の発展に寄与すべく、より公益性のある質の高いサービスをより多くの利用者の方々に、より利用しやすく提供するように努めていくこととしたい。

## I 一般事業

### 1. 貿易と関税に関する調査・研究及び提言事業【公益事業1】

#### (1) 自由貿易協定と貿易と関税に係る政策に関する研究会

WTOドーハラウンドの出口が見えない中、EPA/FTA等地域経済統合の伸展を通じ、各国とも一層の貿易自由化を目指し、関税の引き下げ交渉が活発化してきている。こうした状況の下、EPA/FTAの現状と今後のあるべき姿並びに貿易と関税に係る政策について検討し、関税政策の企画・立案に資することとする（平成26年10月頃から研究会を立ち上げる予定）。

## (2) 関税・貿易円滑化に関する国際的な取組への貢献

ICC（国際商業会議所：本部パリ）の「関税・貿易円滑化委員会」のメンバーとして、同委員会の活動に関するコメントを行う等、同委員会に積極的に参画する。

## (3) EPA 税率と原産地規則に係る調査

我が国が締結している EPA の相手国で適用される EPA 税率と原産地規則を調査し、両者を関連づけたデータベースを作成し、公開することにより EPA の利用の促進に資することとする。

## (4) WCO 加入 50 周年記念シンポジウムの開催支援

我が国の WCO 加入 50 周年という節目を捉え、御厨 WCO 事務総局長参加の下、シンポジウムを開催すると財務省関税局の計画に参画し、支援していくこととする。

## 2. 貿易と関税に関する普及・啓発事業【公益事業 2】

### (1) 書籍の頒布事業

各種定期刊行物の内容の充実に努めると共に、以下の点に注力して事業を進めていくこととする。

#### ① 「貿易と関税」の内容の充実

平成 26 年 1 月から、「貿易と関税」「貿易実務ダイジェスト」を統合し、新雑誌（誌名は「貿易と関税」を踏襲）を発行したところである。

新「貿易と関税」については、編集委員会を設け、内容を刷新しているところであるが今後とも貿易と関税を取り巻く諸情勢に対応したものとすべく、内容の充実に努めていくこととする。

#### ② 新刊図書の発行

貿易関係者の利便性に資するため、以下の図書を発行する予定である。

- イ 関税評価详解
- ロ 関税評価 303（改訂版）
- ハ 保税ハンドブック（改訂版）
- ニ 原産地規則コンメンタール
- ホ 関税（品目）分類详解（Ⅱ）

## （２） 情報提供事業

### ① 貿易統計に関する情報提供サービスの改善

貿易統計の FAX&COPY サービス及びメールサービスについて、提供する統計に分析・加工等のサービスを付加するとともに、広報活動を充実し、顧客サービスの向上に取り組むこととする。

### ② 電子書籍であるゼーラム（関税率表、統計品目表等を CD-ROM に収録したもの）の刷新

ゼーラムについては、近年大規模な改修を行っていないことから、ユーザーの利便性の向上を図るため、使い勝手を良くする等、内容を刷新することとする。

### ③ ホームページの充実

利用者に対するサービスの向上を図るため、以下の充実を図る。

- イ 協会事業の積極的な広報
- ロ 発行図書（「貿易と関税」「ハーモニー」等）の電子化（会員向け専用サイト）

ハ 通関士ポータルサイトの充実

### (3) 講演会・説明会事業

全国各支部において、会員等貿易関係者に対し、関税政策・税関行政に係る講演会や説明会を開催し、貿易と関税に係る内外の情報を提供してきている。引き続き本年度も、会員などのニーズに応じ、充実した内容の情報を提供していく予定である。

## 3. 貿易と関税に関する教育・研修事業【公益事業3】

### (1) セミナー・教育事業

#### ① 貿易実務研究部会

貿易と関税に関する様々なテーマで部会員に対し毎月講演会を実施してきている。年会費の半減等、会員の獲得に努めたところ、会員数は倍増している。今後とも、部会員の要望にも応えるべく、講演内容の充実を図ることとする。

#### ② 通関研究部会

当部会員と知財関係有資格者（知財管理技能士）との交流会を実施する予定である。

#### ③ 貿易関係セミナー

関税評価、品目分類等単元別の講座を設けることとし、東南アジアに関する各種セミナーの開催を予定している。

また、受講者等からの要望も踏まえ、東京以外の主要都市での開催を実施する。

イ 税関手続の概要：4月東京、9月以降各支部主要都市

ロ 通関手続（入門編）：5月東京、7月大阪、11月東京

ハ 輸出通関手続：6月、12月東京

ニ 輸入通関手続：6月、12月東京

- ホ 関税評価：9月東京
- ヘ 品目分類：4月～7月計5回東京
- ト 貿易実務（基礎編）：6月、10月、2月東京
- チ はじめての貿易実務（ロールプレイの実施）：5月東京
- リ 貿易実務（実践編）：6月、12月東京
- ヌ 貿易実務（金融編）：6月、1月東京
- ル 中国の通関と貿易：5月、2月東京、7月名古屋
- ヲ 検証：中国貿易と通関（輸出・輸入編）：7月、2月東京
- ワ 物流実務（基礎編、中級編）：9月東京
- カ ベトナムの貿易事情：6月、2月東京
- コ 新興国のリスク管理：5月、7月、9月、11月、12月、1月東京、9月博多
- ク 実地研修（海港、空港）：東京港、横浜港、成田空港、名古屋港（春、秋）

## （2）通関士養成事業

本年度においては、講師陣の増強を図り、スクーリングの実施等講座の充実を図ることとする。

- ① 通信教育講座：4月開講、9月までの6ヶ月間実施
- ② ビデオ通信教育講座：4月開講、9月までの6ヶ月間実施  
（上記2講座受講者を対象に、スクーリングを4月、8月の2回実施）
- ③ 講習会：4月開講、9月までの全27回実施
- ④ 全国通関士模試：全国12会場8月に実施
- ⑤ オンライン通関士模試：「全国通関士模試」に加え、インターネットを利用した模試を8、9月に実施（2回）
- ⑥ オンライン基礎力UP講座：4月開講、9月までの6ヶ月間実施
- ⑦ 法令改正講座：5月に東京、大阪で実施

## （3）開発途上国の税関職員に対する研修

昨年度に引き続き、ASEAN事務局からの委託を受け、ASEANが締結しているEPA/FTA原産地規則について、同諸国の税関職員に対する研修教材を作成し、ASEAN加盟10カ国の税関職員に対する研修を実施する予定である。

## Ⅱ 特別事業（知的財産情報センター（CIPIC））

### 1. 知的財産に関する調査・研究及び提言事業【公益事業1】

#### （1）知的財産保護に関する調査・研究

##### ① WCOが開発・運用するIPMの調査・研究及び推進支援

昨年6月8日にWCOとの間に了解覚書（MOU）を締結した。今後、権利者企業の個別のニーズに応じたIPM活用法の研究を行う他、IPMの推進を通じてWCOの支援を継続する。

また、IPMの利便性を向上させるため、日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のテクニカルアドバイザーとシステム改変等について引続き協議する。

（注）IPM（Interface Public-Members）

WCOが開発した、権利者（Public）と税関（Members）を繋ぐ模倣品対策データベースシステム。

##### ② WCOオペレーションへの参画

WCOが地域ベースで主催する知財取締オペレーションに参画し、WCOとの連携の下に日本企業の参加窓口として知財企業の知財取締活動を支援する。

##### ③ 外国での水際取締りに関する調査

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）等知財団体と連携した活動を通して水際対策等の調査について、積極的に関与・貢献していく。

#### （2）ISO/TC247（「模倣品対策ツールの国際標準化」）活動のフォロー

国際標準化機構（ISO）で検討されている「模倣品対策ツールの国際標準化」の国内審議委員会（事務局は（JIPDEC））にCIPICはメンバーとして参加しており、今後とも、CIPIC会員への情報提供、意見の聴取を行う等の活動を継続する。

昨年 8 月 25 日、事実上の最終投票である国際標準原案（DIS）が可決された。  
今後、ISO の模倣品対策の技術委員会である TC247 の活動は、国際標準（IS）の成  
立に向けて作業が進められる。

### （3）財務省関税局知財担当官と権利者企業グループとの意見交換

関税局知財担当官と権利者企業グループと定期的な非公式意見交換を今後とも継続  
すべく努力していく。

## 2. 知的財産に関する普及・啓発事業【公益事業 2】

### （1）書籍頒布事業

CIPIC ジャーナルの編集・発行に際しては、編集委員会の活性化を通じて質の高い  
水際取締り支援専門誌としての、尚一層の充実を図る。

### （2）CIPIC 主催（参加）講演会

- ① 米国ワシントンにある Finnegan 法律事務所の弁護士による講演会を予定している。
- ② 水際取締りに関する講演会等を積極的に実施していく。

### （3）中小企業に対する水際での知財保護支援

東京都等が実施している中小企業に対する知財保護事業に対し、水際対策の面から  
講演を行う他、中小企業のニーズを踏まえ有益かつ可能な支援を検討・実施していく。

### （4）相談業務

- ① 権利者企業に対し ISO/TC247 で検討されている「模倣品対策ツールの国際標準化」  
に関する情報提供と相談を継続実施する。

② 水際における知財保護についての相談

権利者のニーズに応じた種々の相談業務（輸入差止申立手続等の相談に対する支援事業）に応じていく。

**3. 知的財産に関する教育・研修事業【公益事業3】**

(1) 日本国税関職員に対する知的財産研修への講師派遣を継続する。

(2) 外国税関職員に対する知的財産研修への講師派遣を継続する。